

財務省告示第四百号
国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
省令第三十号）第五条第十一项の規定に基づき、
平成十四年十月二十一日に発行した利付国債の発
行条件等を次のとおり告示する。

平成十四年十一月六日

財務大臣 塩川 正十郎

一 名称及び記号
利付国庫債券（二年）（第二百一
回）
二 発行の根拠
平成十四年度における財政運営
のための公債の発行の特例等に
関する法律（平成十四年法律第
二十号）第二条第一項及び財政
融資資金特別会計法（昭和二十
六年法律第一百一号）第十一条第
一項並びに国債整理基金特別会
計法（明治三十九年法律第六号）
第五条第一項

三 発行方法

価格を競争に付して行われる入
札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、価格競争入札におい
て定められた利率をその利率と
し、価格競争入札において募入
の決定を受けた各申込みの応募
価格を募入額により加重平均し
て得られる価格をその発行価格
とするものによる発行（以下「
非競争入札発行」という。）

四 募入決定の

方法

イ 価格競争
入札発行

各申込みのうち応募価格の高い
ものからそのうち応募額を順次
割り

十
一
利

の 経 札
払 過 発
込 利 行
み 子 率

(一) 年 ○ ・ 一 パ ー セ ン ト

は、募入決定の通知を受けた者は、払込金額に加え、次の算式により算出した金額を、払込

額面金額及び登録金額の総額 $\times \frac{0.1}{100} \times \frac{1}{365}$

(二) 次に掲げる国債については、

前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十を乗じた金額へただし、次に掲げる国債を発行したとき、又は取得する者が非居住者又は外国人である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

イ 発 行 時 にお いて、登 録 (一) 関 する 省 令 (昭 和 五 十 五 年 大 蔵 省 令 第 四 号) 第 二 条 第 二 号 に 規 定 する 一 括 登 録 を 以 下 の 同 じ () が され ている 国 債 の 利 子 に 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 される 者 の 記 名 に よ り 登 録 され る も の。

八 混 蔵 寄 託 され る も の。 登 録 又

十	十	十	十	十	十	十
八	七	六	五	四	三	二
払	入	払	元	償	償	後
込	札	場	利	還	還	の
期	参	所	金	金	期	二
日	加		支	額	限	期
						子
						以

平成十四年十月二十一日

財務大臣から通知を受けた者

取扱店並びに取扱郵便局

取扱店及び本店、支店、代理店、

日本銀行の本店、支店、代理店、

国債代理店の本店、支店、代理店、

取扱いに取扱郵便局

財務大臣から通知を受けた者

額面金額を払う。

平成十六年十月二十日

平成十六年十月二十日

利息を支払う。

て、その日以前六月間に属する

を、その日以前六月間に属する

を、その日以前六月間に属する

毎年四月二十日及び十月二十日

を、その日以前六月間に属する

て、その日以前六月間に属する

利息を支払う。

額面金額を払う。

平成十六年十月二十日

平成十六年十月二十日

す次そが金と平

る号の銀額し成

期及翌行を、十

日び営休支次五

につ第業業払の年

いて十日にに。式月

て四ににに。式月

同号ににに。式月

じ。おににに。式月

。い。ににに。式月

規。ににに。式月

定。ににに。式月

す次そが金と平

る号の銀額し成

期及翌行を、十

日び営休支次五

につ第業業払の年

いて十日ににに。式月

て四にににに。式月

同号にににに。式月

じ。おにににに。式月

。い。にににに。式月

規。にににに。式月

定。にににに。式月

す次そが金と平

る号の銀額し成

期及翌行を、十

日び営休支次五

につ第業業払の年

いて十日ににに。式月

て四ににににに。式月

同号ににににに。式月

じ。おににににに。式月

。い。ににににに。式月

規。ににににに。式月

定。ににににに。式月